

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与
する取引に関する取扱い(案)」等に対する意見

企業会計基準委員会 御中

平成 29 年 7 月 10 日
株式会社アップランド

当社は、この度公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)等に対して、以下の通り意見を申し上げます。

質問 1 (ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

有償ストック・オプションは、従業員等がストック・オプションを有償で購入することを通じて、間接的に自社株式を保有することを企図した仕組みである。IPO を目指すベンチャー企業が従業員等に自社の株式を保有させる上で、新株予約権を活用するものである。従業員等は各自の意思で新株予約権を公正価値相当額で購入するものであり、一度払い込んだ金銭は基本的に払い戻されることはないことから、その性格は株式等に対する出資に近い性質を画する。資本政策上、株式を保有すべき経営陣や幹部社員に一定の株式数を潜在的に保有させるための手段として広く活用されていると理解している。

そのため、ストック・オプションを報酬として取り扱うストック・オプション会計基準の範囲に有償ストック・オプションを含めようとすることは、論理的な矛盾が生じる懸念があり、他にも会社法や税務との整合性を踏まえた検討を要する必要があると考える。

従って、有償ストック・オプションを報酬取引と同一視することを提案する本質問には同意できない。また、同様の理由から質問 2 乃至 4 についても同意しない。

質問5(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】非上場会社の取扱いにおける特例の必要性

有償ストック・オプションは、IPOを目指すベンチャー企業が人材採用や資本政策の局面で頻繁に採用してきた制度である。本公開草案の内容が適用された場合、有償ストック・オプションの会計上の費用が負担となり、当該制度を採用する動機が低下することが考えられる。ベンチャー企業にとって有力な資本政策の選択肢を喪失するため、かかるルールの適用にあたってはベンチャー企業における特例的な取り扱いが期待されるところである。

尚、ストック・オプション会計基準では非上場会社の特例(企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」13項)が認められており、多くのベンチャー企業によって当該特例が使われていると思われる。従って、本公開草案にも当該特例の適用が認められる旨を記載する方向で再考されることが強く望まれる。

以上